

無償化対象施設になるための確認申請時に満たすべき基準

■全施設・サービス共通の基準

以下の5項目全てを満たす必要があります（令和元年10月1日までに満たす「予定」を含む。）。

項目	具体的な状態
①サービス提供の記録	提供日・時間帯・内容などを記した日誌等を整備している。
②料金等の書面交付・同意	利用料（無償化対象経費）・特定費用（対象外経費）と、その 使途・理由を定めた書面（料金表など）を保護者に交付し、同 意を得ている。
③領収書・提供証明書の交付	②の料金の領収証、①のサービスの提供証明書を交付してい る。※ 町指定様式を使用してください
④個人情報保護措置	子ども・保護者の個人情報の漏えい防止措置を取っている。 ※ 例として「個人情報取扱規程」の整備、職員から「誓約書」 を取得するなど。
⑤職員・整備・会計の記録	職員名簿、賃金台帳、整備点検表、出納簿等を整備している。

■預かり保育事業の基準

預かり保育事業は、無償化に合わせて基準を新設されました。上記に加えて、以下の基準も満たす必要があります。

項目	具体的な状態
①職員配置	おおむね3歳児20：1、4・5歳児30：1以上（最低2名 以上）。ただし、保育所等と一体的に事業を実施し、当該保育 所等の職員による支援が受けられる場合は、保育士等1人とす ることができる。 ※ 原則として従事時間帯の兼務不可
②職員資格	①の1／2以上が「保育士」か「幼稚園教諭」の有資格者
③設備	（食事の提供時に調理が必要な場合）調理設備がある ※提供しない場合、調理不要な場合は不要
④実施時間等	当該幼稚園等が①平日、教育時間を含み提供時間数が8時間未 満、又は②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当 する場合に利用可能な認可外保育施設を含む。